

第 11 号
平成 27 年 1 月 14 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村 れい子

横浜市個人情報の保護に関する条例第58条第2項の規定
に基づく諮問について（答申）

平成 26 年 11 月 26 日市市情第 712 号による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 27 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を実施する機関について」の諮問について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）第 27 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を実施する機関については、当審議会とすることが妥当である。

2 審議会の判断

- (1) 当審議会は、「個人情報の保護に関する学識経験を有する者」を含む合議制の機関であることから、番号法に定める第三者点検を実施する機関の条件を備えている。また、横浜市個人情報の保護に関する条例（以下、「条例」という。）第 58 条第 2 項により「個人情報の保護に関する重要な事項」を審議する権限を与えられている。

よって、当審議会は、第三者点検を実施する機関としての機能を備えている。

- (2) 第三者点検の対象となる事務は、取り扱う特定個人情報に係る個人の数が少なくとも 10 万人以上となる事務について行うものであることから、当該事務において漏えいその他の事故が発生した場合は、個人のプライバシー等の権利利益を侵害する規模が極めて大きくなるものである。このことから、第三者点検を実施することは、条例第 58 条第 2 項に掲げる個人情報に関する重要な事項を審議することであるということができ、当審議会の権限に属するものである。
- (3) 以上のことから、第三者点検を実施する機関は当審議会が妥当であると判断する。